



日本のまんなか
水と緑といで湯の街浜川市

令和2年3月第3回市長定例記者会見

- ・日時 令和2年3月30日（月）
午後3時30分
- ・場所 市役所本庁舎記者会見室

1 令和2年4月1日付人事異動について

2 創作こけしの後継者育成として4月1日に新たな地域おこし協力隊員を
委嘱します（資料1）

3 「認知症サポーターのいるお店登録事業」を開始します（資料2）

○次回開催予定 4月第1回市長定例記者会見
日時：令和2年4月6日（月）午後1時～
場所：本庁舎記者会見室

市長の主な週間日程

月 日	時間	件 名	場 所	所 管
3月30日(月)	10:00	令和2年第1回渋川市議会臨時会		議会事務局
	13:00	定例記者会見	記者会見室	秘書課
	15:00	渋川商工会議所による要望に対する回答書の提出	渋川商工会議所	商工振興課
3月31日(火)	8:30	辞令交付	大会議室 等	人事課
4月1日(水)	8:30	辞令交付	大会議室 等	人事課
	11:30	地域おこし協力隊員への委嘱状の交付	市長応接室	新政策課
	13:00	庁議	庁議室	秘書課
4月2日(木)	13:00	新採用職員「市長講話」	大会議室	人事課
4月3日(金)				
4月4日(土)				
4月5日(日)				
4月6日(月)	9:00	庁議	庁議室	
	13:00	記者会見	記者会見室	

令和2年度人事異動の基本的な考え方

新たな体制で社会情勢の変化に対応し、行政課題や市民の多様なニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開するため、令和2年度の人事異動については、年齢や性別に関わらず職員の適性や能力などを総合的に勘案した配置を行った。

（１）市長戦略部を新設

市長のトップマネジメントを強化し、市政の課題に迅速に対応・推進するため市長戦略部を新設し、政策主監を配置し市長の特命を受け、庁内の総合調整や課題への対策を迅速に進める。

（２）新たな行政需要や課題への積極的な対応

①環境政策の強化

地球規模の気候変動が市民生活に大きな影響を与えていることから、温暖化対策の取組を市の施策として明確にするため、市民環境部、環境政策課を設置

〈組織機構の見直し〉

- ・ 市民部→市民環境部
- ・ 環境課→環境政策課

②健康寿命延伸へ向けた取り組みを強化

健康寿命の延伸を目的に、市民の健康づくりをより明確に推進するため、健康増進課を設置したほか、介護保険課に保健師を含む健康寿命推進係を配置

〈組織機構の見直し〉

- ・ 健康管理課→健康増進課
- ・ 介護保険課介護予防係→介護保険課健康寿命推進係

③都市政策と公共交通政策の連携を強化

交通政策と都市政策の連携させることで、まちづくりの効率化・迅速化を図るため、部を建設交通部とし、都市政策を配置

〈組織機構の見直し〉

- ・ 総合政策部交通政策課→建設交通部交通政策課
- ・ 都市計画課→都市政策課

④新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルスの感染症に対し、健康面、経済面の両面から一元的な対応を行うため、危機管理室に保健師を含む新型コロナウイルス感染症対策室を設置

⑤移住・定住への取り組みを強化

空き家対策、移住定住対策に対応する移住定住支援係を新設

⑥コンプライアンスの強化

内部統制制度の推進に向け、総務部総務課に行革・内部統制係を新設

（３）地方公営企業法全部適用に伴う上下水道局の設置

令和２年度からの下水道事業等の地方公営企業法全部適用に伴い、組織改編を行い水道部を上下水道局とし独立組織とした。

（４）その他

①女性職員の管理職への積極登用

多様な視点からの政策を推進するため、引き続き適材で能力のある女性職員を管理職へ積極的に登用

②能力主義による若手職員の積極登用

組織の活性化を図るため、年功序列にとらわれず能力と意欲のある若い職員を積極的に登用

資料1

担当：産業観光部商工振興課 課長 牧 伸治 電話0279-22-2596 内線4890

創作こけしの後継者育成として

4月1日に新たな地域おこし協力隊員を委嘱します

市では、「地場産業後継者育成事業」において創作こけしの後継者育成に取り組んでいます。この度、後継者育成目的の地域おこし協力隊に2人目の応募があり、4月1日から活動を開始することになりました。

1 目 的

本市を代表する伝統工芸品である創作こけし産業は、作家の高齢化が進んでおり、また、後継者も不足しています。

このため、後継者を育成するため、地域おこし協力隊制度を活用し、令和元年度から、創作こけし産業の継続を支援するための新たな事業に取り組んでいます。

2 事業概要

- (1) 地域おこし協力隊員を募集し、2名を委嘱
- (2) 市は渋川こけし人形会と協力協定を締結し、隊員は会員の事業所で技術及び経営ノウハウ等を身につける
- (3) 隊員は、創業支援セミナーを受講し、創業に必要な知識等を習得する
- (4) 隊員は、技術及び開業に必要な知識の習得に努め、3年後の独立開業を目指す

3 令和元年度実施内容

- (1) 市と渋川こけし人形会とで、地域おこし協力隊員をこけし事業者として育成することに関する協力協定を締結
- (2) 地域おこし協力隊員2名を募集
- (3) 隊員の選考は、書類審査、面接を実施するとともに、こけし工房での実技体験などを行い、総合的に判断
- (4) 1名については隊員として、令和元年9月から活動を開始
- (5) 令和2年3月に応募した1名については、令和2年4月から活動を開始

4 地域おこし協力隊員の紹介

- (1) 氏 名 阪口 壮汰（さかぐち そうた）
- (2) 性 別 男
- (3) 年 齢 23歳
- (4) 出身地 大阪府堺市
- (5) 委嘱期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日（更新あり。最長で3年）
- (6) 志願理由 幼い頃よりものづくりに関心が強く、全群馬創作こけしコンクールでみた彫刻を活かした創作こけしに興味を持った。後継者が不足している伝統工芸の技術を身に付け、人を喜ばせる仕事がしたいことから志願した。

(7) 雇用形態 渋川市が地域おこし協力隊として委嘱し、連携協定先である渋川こけし人形会（藤川工芸や田村工芸など）において活動します。
※渋川市と渋川こけし人形会は、創作こけし産業の後継者育成や展示会実施などに関する連携協定を締結しています（令和元年7月1日締結）。

(8) 業務内容

- ・創作こけし製作に係る技術及び知識の習得
- ・創業に必要な知識の習得
- ・創作こけし産業関係者との交流及び連携
- ・インターネットを活用した創作こけしの魅力発信
- ・地域行事等への参加

参考

地域おこし協力隊とは

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

資料2

担当：福祉部高齢者安心課 課長 松下 恵子 電話0279-22-2179 内線1224

「認知症サポーターのいるお店登録事業」を開始します

認知症の人がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、認知症の人及びその家族を温かく見守り支援する「認知症サポーターのいるお店登録事業」を実施します。

1 目的

認知症を正しく理解し、温かく支援する意識を持った認知症サポーターの養成及び配置に積極的に取り組んでいる事業所等を、認知症サポーターのいるお店として登録し、認知症の人及びその家族が安心して暮らし続けることができるまちづくりを推進します。

2 事業開始日 令和2年4月1日

3 対象事業所 渋川市内にある企業、団体、店舗、事業所

4 登録の要件

認知症サポーター養成講座を受講した認知症サポーターが1名以上所属している事業所等とします。

5 内容

市は、認知症サポーターの養成及び配置に積極的に取り組んでいる事業所等を認知症サポーターのいる店として登録し、登録済を証するステッカーを交付するとともに認知症の支援に係る情報提供等を行います。

登録事業所は、ステッカーを見やすいところに表示し、認知症の人やその家族にやさしい対応を行っていただきます。また、事業所において認知症に関する正しい知識、対応の心得等についての普及啓発活動や、養成講座未受講者に対し受講の機会を与えるよう努めていただきます。

参考

認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことをいいます。なにか特別なことをするのではなく、できる範囲で手助けを行います。たとえば、友人や家族に認知症について正しく伝える、認知症の人や家族の気持ちを理解するように努めるなど、活動内容は人それぞれとなります。

認知症サポーターのいるお店 登録店募集！！

市では、認知症について正しく理解し、認知症の人とその家族を温かく見守り・支援する「認知症サポーターのいるお店登録事業」に取り組んでいます。

認知症の人がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを地域全体ですすめていきませんか？

○「認知症サポーターのいるお店」とは

市認知症サポーター養成講座での学びをいかして、認知症の人やご家族にやさしい対応を心がけてくださるお店や事業所等のことです。

○なにをすればいいの？

特別な対応をお願いするわけではありません。
認知症について理解し、認知症の人やその家族が困っておられたら、やさしい対応（温かい見守り・声かけ等）をお願いします。

【対象となるお店】

企業・団体：金融機関、商店、スーパーマーケット、薬局、
飲食店、コンビニエンスストア、理・美容店、
旅館業、保険会社、宅配業者、介護サービス事業所等
公共サービス関連：郵便局、警察、電気・ガス・水道業者等
公共交通機関：バス、電車、タクシー等

～ 登録していただいた場合には ～

☆ステッカーをお渡ししますので
施設の出入り口や利用者の方が
確認しやすい場所に表示をお願い
します。

☆また、渋川市ホームページで紹介させていただきます。

ステッカー見本



〇〇スーパー〇〇店

○登録のながれ

☆ 認知症サポーター養成講座を受講した人が1人以上いる

はい

いいえ

☆ 認知症サポーター養成講座を受講してください。

- ・ 出前講座を申し込む
おおむね10人以上であれば講師を派遣します。
 - ・ 個人で受講する
開催は広報、市ホームページでお知らせします。
- ※お問合せは下記担当まで

☆ 渋川市認知症サポーターのいるお店登録申請書を下記担当まで提出してください

☆ 渋川市認知症サポーターのいるお店として登録されます

- ・ ステッカーは、お店の入り口など見やすいところにお貼りください。
 - ・ 認知症の人やご家族へやさしい対応をお願いします。
- ※認知症の人への対応等のご相談は下記担当にてお受けします。お気軽にご連絡ください。